

## 法律科目試験 「公法系」 問 題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 議院における国会議員の発言に対する責任
- (2) 行政上の代執行の対象となる行為とその具体例

II 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。なお、法令は、2024 年 4 月 1 日現在において施行されているものによる。

甲組合は、A 県に本社をおく民間企業 B 社の過半数組合（労働者の過半数で組織される労働組合）である。甲組合は、国政政党である C 党の掲げる外交・安全保障政策および社会保障政策が支持できることから、長年にわたって C 党の活動に協力してきており、4 年前に行なわれた A 県知事選挙でも、組合員に任意での協力を呼びかけるなどして、C 党所属の候補者 D を応援し、結果として D は A 県知事に当選した。A 県知事としての D の任期中、B 社の経営は順調であり、甲組合の組合員の生活環境も安定していた。

20XX 年 10 月、D は再選を目指して A 県知事選挙に立候補し、甲組合は前回と同様に組合として D を支持するとの方針を立てた。しかし、前回選挙とは異なり、今回の選挙には知名度の高い E が対立候補者として立候補しており、激戦が予想された。そこで、甲組合は、D を正式な組合推薦候補者と定めて、組合を挙げて選挙運動を応援すること、および、知事選において D 以外の者を応援した組合員に対しては 1 年間組合の総会に参加して決議に参加する権利を停止するという制裁を科すことを決定した。

B 社に勤める乙は、入社以来甲組合に加入している。乙はいわゆる無党派で、個人の政治信条としては C 党を支持しているわけではなく、4 年前の知事選挙ではそもそも投票に行かなかった。しかし乙は、E に対しては好印象を持っていたため、今回の知事選では E を一有権者として応援したいと考えた。乙は多くのフォロワーを抱える SNS を実名で運用しているため、これを利用して、公職選挙法で許されている SNS を用いた選挙運動を開始した。すると、甲組合の役員がすぐにその事実を知り、乙に対して選挙運動を止めるように繰り返し説得し、もしこのまま選挙運動を続けるようであれば制裁を科すこととなると勧告した。だが、乙はこれに従わず、知事選挙の期間中選挙運動を続けたため、甲組合は、乙に対して 1 年間組合の総会に参加して決議に参加する権利を停止するとの決定を行なった。乙は、甲組合の決定に対して不服を持っている。

設問：必要に応じて対立する見解にも触れつつ、この事案に含まれる憲法上の問題を論じなさい。なお、関連する判例について必ず言及すること。

### Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

母体保護法（以下「法」という。）14条1項に基づきA県医師会が指定した指定医師であるBが、当該指定を受けた後に、法に定める人工妊娠中絶の定義または要件を満たさない多数の事案において、堕胎させたことが明らかになったことから、A県医師会は、Bが指定医師の適格性を欠くとして、Bの指定医師の指定を取り消すことを検討している。

設問：

- (1) A県医師会が検討しているBの指定医師の指定の取消しは、行政行為（行政処分）の職権取消しと撤回のどちらに当たるか。両者の概念および効果の相違点について説明した上で論じなさい。なお、解答に当たっては、法14条1項に基づく指定医師の指定が行政行為に当たることを前提としなさい。
- (2) A県医師会は、Bの指定医師の指定の取消しに当たり、Bについて意見陳述のための手続を執らなければならないか、また、執らなければならないとすれば、どの種類の手続か。行政手続法の規定を参照して、論じなさい。
- (3) A県医師会は、Bの指定医師の指定を取り消すことが許されるか。法律の根拠の要否、および、A県医師会が考慮すべき事項の観点から論じなさい。

#### 【資料】

母体保護法（昭和23年法律第156号）（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。

（定義）

第2条② この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第14条① 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に<sup>かんいん</sup>姦淫されて妊娠したもの